

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は 社会保険料控除の対象になります

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

令和4年中に納めた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は、所得の申告の際に全額が社会保険料控除の対象となります。

■納税・納入通知書、口座振替を利用して納めた場合（普通徴収）

- 令和4年中に納めた金額を領収書や通帳で確認するか、令和5年1月末頃にお送りするはがき「納付済額のお知らせ」をご覧ください。
- 普通徴収で納めた保険税（料）は、実際に納めた方が社会保険料控除として申告できます。

▶加入保険ごとに「納付済額のお知らせ」を郵送します

・国民健康保険税

国民健康保険に加入する被保険者の世帯主あてに郵送
※加入者が複数の世帯の場合、個別に発行することはできません。個人ごとは国民健康保険税決定（変更）通知書の被保険者別算出額をご参照ください。

・後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険に加入する被保険者あてに郵送

■年金から天引きされている場合（特別徴収）

- 日本年金機構等の年金保険者から送付される「**公的年金等の源泉徴収票**」の「**社会保険料の金額**」欄に、納めた金額が記載されています。
- 源泉徴収票は申告の際の証明書として使用できます。
- 遺族年金と障害年金は源泉徴収票が送付されませんので、特別徴収のお知らせなどでご確認ください。
- 「社会保険料の金額」欄には、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の合計額が記載されています。
- 本人の年金から保険税（料）を納めているため、**本人以外の社会保険料控除**として申告することはできません。

■ご注意ください

- 電話での納付済額のお問い合わせは、本人確認ができないため一切お答えできません。
- 令和4年中に普通徴収と特別徴収の両方で納付している場合は、合計した金額が社会保険料控除の対象となります。ただし、**特別徴収分**は年末調整することができません。
- 社会保険料控除の対象となるのは本税（料）のみで、督促手数料と延滞金は含みません。
- 当該年中に還付金がある場合は、その金額を差し引きます。

■年末調整などで早めに納付済額を確認したい方へ 「納付額確認書」（無料）を発行します

・国民健康保険税

申請者：世帯主・同一世帯の方

納付額確認書：世帯主（納税義務者）名で世帯ごとに発行

※加入者が複数の世帯の場合、個別の発行はできません。個人ごとは国民健康保険税決定（変更）通知書の被保険者算出額をご参照ください。

・後期高齢者医療保険料

申請者：被保険者・同一世帯の方

納付額確認書：被保険者（加入者）名で発行

・納付額確認書の申請方法

持ち物	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の身分証明書（運転免許証など） 被保険者証 領収書（直近2週間以内に納付した分）
申請窓口	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険課（市役所本庁1階） 小川総合支所総合窓口係 玉里総合支所総合窓口係 羽鳥出張所（羽鳥ふれあいセンター内）
注意点	<ul style="list-style-type: none"> 「特別徴収」で納めた場合は納付額確認書の発行はできません。 やむを得ず第三者（世帯が異なる方・勤務先や会計事務所等の方）が来庁する場合には、「来庁者の身分証明書」と加入者本人（国保は世帯主）からの「委任状」をお持ちください。 納付済金額がシステムに反映されるまでには、2週間ほどかかります。



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は 社会保険料控除の対象になります

介護保険料

65歳以上の方が納付した介護保険料は、社会保険料控除の対象になります。

納付額の確認方法は国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と同じですが、納付額確認書の発行窓口や問い合わせ先が異なりますのでご注意ください。

▶介護保険料（普通徴収）納付額確認書の申請窓口

- ・介護福祉課（玉里総合支所1階）
- ・福祉事務所小川支所（小川総合支所1階）
- ・福祉事務所美野里支所（市役所本庁1階）
- ・羽鳥出張所（羽鳥ふれあいセンター内）

問い合わせ

- ▶国民健康保険税のこと
医療保険課 国保年金係
☎ 0299-48-1111（内線1103・1105）
- ▶後期高齢者医療保険料のこと
医療保険課 医療福祉係
☎ 0299-48-1111（内線1106・1108）
- ▶介護保険料のこと
介護福祉課 介護保険係
☎ 0299-48-1111（内線3116）

整骨院・接骨院（柔道整復師）の上手なかかり方

整骨院や接骨院は医療機関（病院、診療所など）ではないため、国保や職場の健康保険が使える場合が限られています。疲労や慢性的な要因からくる肩こり、腰痛、筋肉疲労の施術費用は、全額自己負担となります。

健康保険が使えるのは一定の条件を満たす場合となりますのでご注意ください。



■整骨院・接骨院にかかるときは

- ・負傷の原因を正しく伝える
仕事中や通勤途上に起きた負傷の場合は労働災害にあたり、健康保険は使えません。交通事故などの第三者行為による負傷の場合は、加入している国保や職場の健康保険に届出が必要です。
- ・医療機関（病院、診療所など）と重複受診はできません
同じ負傷で、同時期に柔道整復師と医師に重複してかかることはできません。
- ・施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受ける
なかなか症状が改善しないときには、内科的要因も考えられるため医師の診断を受けるようにしましょう。
- ・書類の内容を確認してから署名する
柔道整復師の施術は、自己負担分を支払い、柔道整復師が代わって残りの費用を保険者に請求する方法（受領委任）が認められています。その場合、療養費支給申請書に記載されている施術内容や金額などを必ず確認してから署名しましょう。
- ・領収書は必ずもらう
領収書は必ず受け取って保管し、医療費の通知で金額と日数を確認しましょう。



健康保険が使えるもの

- ▶急性の外傷性のねんざ、打撲、挫傷（肉離れなど）
- ▶骨折・脱臼の応急手当
(応急手当以外は医師の同意が必要)



健康保険が使えないもの (全額自己負担)

- ▶日常生活での単なる疲労、肩こり、腰痛
- ▶スポーツや仕事、家事などによる筋肉疲労
- ▶症状の改善が見られない長期の施術
- ▶脳疾患後遺症などの慢性病
- ▶労災保険の対象となる仕事中や通勤中の負傷

施術内容についてお尋ねすることができます

医療費の適正化のため、受けた施術について確認する場合があります。ご協力をお願いします。